

区庁舎・市庁舎駐車場の一部利用者から料金ご負担について（案）

要求資料

<平成 21 年 1 月 26 日 市民活力推進・教育委員会での要求資料>

- 1 国及び県の庁舎等の駐車場有料化実施状況
- 2 区庁舎・市庁舎駐車場 料金制度導入における歳入試算
- 3 他都市の庁舎駐車場における指定管理者導入状況
- 4 臨時に来庁者用駐車場を借り上げている状況
- 5 市の各局の駐車場の有料化の状況
- 6 区庁舎・市庁舎駐車場 維持管理費について

<平成 21 年 1 月 26 日 市民活力推進・教育委員会前に提出させていただいた資料>

- 7 他都市における駐車場有料化実施状況
- 8 横浜市内の低公害車台数について
- 9 港北区総合庁舎駐車場における駐車場管理業務について

1 国及び県の庁舎等の駐車場有料化実施状況

●有料化実施済み

施設名		台数	料金
国	国立高度専門医療センター	国立がんセンター中央病院	100 500円/1時間、以後300円/30分 (外来患者は200円/3時間、以後100円/1時間)
		国立がんセンター東病院	550 100円/1時間 (外来患者は3時間まで100円、8時間まで200円)
		国立循環器病センター	180 最初の30分無料 100円/3時間、以後250円/30分 (外来患者は最大3時間まで無料)
		国立精神・神経センター病院	126 最初の30分無料 100円/2時間、以後200円/1時間 (外来患者は1日100円)
神奈川県	庁舎	県庁	40 400円/1時間(閉庁日のみ)
		県立病院	200 100円/30分(患者は無料)
	県立病院	循環器呼吸器病センター	104 150円/30分(患者は無料)
		汐見台病院	60 150円/30分(患者は無料)

●有料化未実施

施設名		備考	
国	省庁	内閣府	公用・業者用の駐車場のみ設置
		総務省	
		法務省	
		財務省	
		文部科学省	
		厚生労働省	
		農林水産省	
		経済産業省	
		国土交通省	
		環境省	
		防衛省	
	外務省	来庁者用(160台程度)・公用・業者用の駐車場の設置 (来庁者用駐車場は、外交団や、ビザ申請、海外安全相談センター等への来庁者のために設置しているものであり、他省庁への来庁や買物等での利用はできない。)	
	出先機関	税務署	来庁者用・公用・業者用の駐車場の設置
地方法務局			
労働基準監督署			
社会保険事務所			
公共職業安定所			
神奈川県	庁舎	県警察本部	
	出先機関	警察署	
		県税事務所	

2 区庁舎・市庁舎駐車場 料金制導入における歳入試算

当初公募ベース（西区、戸塚区、瀬谷区を除く 15 区を分割発注しての実施）
 <平成 22 年 2 月から平成 27 年 3 月までの 5 年 2 ヶ月間における年間平均値により算出>

区名	年間平均			
	収入(千円)	支出(千円)	収支(千円)	
鶴見区	504	16,702	-16,198	
神奈川区	1,104	23,000	-21,896	
西区	-	-	-	(当初公募対象外)
中区	420	10,485	-10,065	
南区	12,949	15,302	-2,353	
港南区	4,193	2,711	1,482	
保土ヶ谷区	11,564	14,909	-3,345	
旭区	23,481	13,415	10,066	
磯子区	22,172	37,628	-15,456	
金沢区	23,481	15,531	7,950	
港北区	17,851	7,676	10,175	
緑区	8,536	17,341	-8,805	
青葉区	62,530	18,510	44,020	
都筑区	61,272	10,446	50,826	
戸塚区	-	-	-	(当初公募対象外)
栄区	21,472	13,845	7,627	
泉区	20,290	8,392	11,898	
瀬谷区	-	-	-	(当初公募対象外)
区役所計	291,819	225,893	65,926	
市庁舎	31,974	22,809	9,165	
区・市役所計	323,793	248,702	75,091	

3 他都市の庁舎駐車場における指定管理者導入状況

政令指定都市・都道府県・東京都特別区・近隣市町村における庁舎駐車場で、指定管理者を導入しているところはございません。

<参考1> 指定管理者を導入している公共駐車場

東京都営駐車場、千葉県幕張新都心地下駐車場、海老名市中央公園地下駐車場
神戸市立三宮駐車場、大阪市立西横堀駐車場、札幌市北一条駐車場など多数

<参考2> 他都市庁舎駐車場における開庁時の有料化実施状況

都市名		実施手法等
政令指定都市	大阪市	市庁舎は、竣工時より目的外使用許可にて料金徴収。 区庁舎は建て替えに合わせ、順次、市庁舎同様、全駐車台数を目的外使用許可にて料金徴収。
	堺市	市庁舎・区庁舎ともに都市整備公社へ目的外使用許可にて料金徴収。
	神戸市	市庁舎は来庁者駐車場設置なし。区庁舎は9区のうち6区において目的外使用許可等で料金徴収。
	福岡市	<u>「市庁舎駐車場条例」を設置し、市庁舎のみ料金徴収。</u> (区庁舎は、区民への基礎的なサービスであることから駐車場は無料。)
東京都		都庁竣工時より、1,000台のうち500台を区分し、道路整備保全公社へ目的外使用許可にて料金徴収。
東京都特別区		<u>千代田区・文京区・大田区・世田谷区・豊島区・板橋区・足立区は条例化により実施。</u> 練馬区は目的外使用許可、品川区・荒川区は要綱にて料金徴収。
その他都道府県	宮城県	<u>県庁県民駐車場について、条例化により実施。</u> 他に指定車両専用駐車場、身障者用駐車場がある。
	栃木県	<u>県庁駐車場について、条例化により実施予定。</u>
	群馬県	<u>県庁県民駐車場について、条例化により実施。</u>
	大阪府	府庁駐車場について、目的外使用許可にて料金徴収。
	香川県	県庁駐車場について、目的外使用許可にて料金徴収。
市町村 近隣	藤沢市	<u>一般公共用（特に来庁用）の駐車場として条例化により実施。</u>
	町田市	市庁舎駐車場について、行政財産の貸付けで料金徴収。

※広島市は、市庁舎駐車場有料化の条例案を平成21年第1回市会に上程予定。

4 臨時に来庁者用駐車場を借り上げている状況

	港 南 区	金 沢 区	鶴 見 区
場所	隣接商業施設駐車場	近隣民間駐車場	近隣商業施設駐車場
時期	① 4月・10月のポリオ予防接種実施日（16日間） ② 1月の保育園入園受付時（4日間）	① 4月・10月のポリオ予防接種実施日（14日間） ② 健診・審査会に参加の医師等（区役所駐車場満車時随時 H19 年度実績 29 日間）	① 4月・10月のポリオ予防接種実施日 ② 乳幼児健診時（週2～3回）
方法	・ 覚書を締結 ・ 50 台/日×利用日数分 ・ 2時間を限度に無料として認証	・ 事前に民間駐車場の1時間無料券を購入 ・ 上記①は2枚を限度に配付、 ②は利用時間に応じて配付	商業施設側の厚意により、無料で提供を受けている。 （台数、時間制限なし） ※商業施設駐車台数 670 台
金額	年額 150,000 円 （19 年度実績 150 円/台×50 台×20 日）	年額 224,000 円 （19 年度購入実績 320 円/枚×700 枚）	なし

※ 緑区においては、ポリオ予防接種実施時に、区役所近くの「こどものはらっぱ」を臨時駐車場として使用している。

5 市の各局の駐車場の有料化の状況

施設名	料金	利用時間	減免対象
市立病院 ・市民病院 ・みなと赤十字病院 ・脳血管医療センター	30分を超えて3時間まで300円 以後100円/1時間	市民病院：24時間 みなと赤十字病院： 7時30分～20時30分（地下駐 車場）、24時間（屋外駐車 場） 脳血管医療センター： 8時～20時30分	・30分までの利用者は無料 ・身体障害者手帳等の交付を受けている者及 びその介護者は利用時間無料
野毛山自動車駐車場 （中央図書館に隣接している 公共駐車場）	400円/1時間 以後200円/30分	8時30分～21時	—
スポーツ施設 ・各区スポーツセンター	300円/2時間 以後50円/30分 （指定管理者が条例の範囲内（500 円/2時間）で市の承認を得て定 める）	<例> 鶴見スポーツセンター：9時 ～21時 保土ヶ谷スポーツセンター： 9時～23時（月～土）、7時30 分～21時（日・祝）	・本市主催、共催又は後援する事業者は利用 時間無料 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている者、知的障害者更生相談 所において知的障害と判定を受けた者及びこ れらの介護者は半額
横浜美術館 （MM21地区における駐車場 共同利用化に関する指針に 基づく共同駐車場）	500円/1時間30分 以後250円/30分	美術館開館日の 10時～21時	・美術館の観覧料、ミュージアムショップで の買物の合計金額が3,000円以上の場合は1 時間30分無料
都市公園 ・山下公園 ・三ツ沢公園 等	<例> 山下公園 500円/1時間 以後250円/30分 三ツ沢公園 300円/2時間 以後50円/20分	<例> 山下公園：24時間 三ツ沢公園：24時間	—
市営地下駐車場（道路法 に基づく） ・山下町地下駐車場 ・日本大通り地下駐車場 等	<例> 山下町 100円/12分（7時～24時） 100円/24分（0時～7時） 上限料金（平日のみ）2,000円 日本大通り 100円/12分（7時～24時） 100円/24分（0時～7時）	<例> 山下町：24時間 日本大通り：24時間	・身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健 福祉手帳、市長の発行する愛の手帳A1、A2、 B1の交付を受けている者及びその介護者は3 時間まで無料、3時間を越える部分は半額 ・身体障害者手帳5～6級、市長の発行する 愛の手帳B2の交付を受けている者及びその介 護者は時間に関係なく5割引

6 区庁舎・市庁舎駐車場 維持管理費について

(千円)

区名	維持管理費 (平成19年度決算)	内訳					
		管理委託	設備保守委託	賃借料	印刷製本・消耗 品費(駐車券)	嘱託員人件費	その他 (修繕費等)
鶴見区	13,675	10,052	3,427	0	61	0	135
神奈川区	24,073	20,476	3,597	0	0	0	0
西区	0	0	0	0	0	0	0
中区	3,141	2,356	784	0	0	0	0
南区	11,449	7,577	0	3,776	96	0	0
港南区	9,840	0	168	8,701	0	0	970
保土ヶ谷区	4,672	3,138	0	1,295	21	0	218
旭区	6,115	5,590	370	0	155	0	0
磯子区	33,084	14,969	17,551	0	564	0	0
金沢区	4,083	459	0	2,101	528	0	995
港北区	5,284	4,221	420	0	643	0	0
緑区	17,996	14,872	3,026	0	98	0	0
青葉区	8,255	5,175	945	0	2,134	0	0
都筑区	1,649	0	693	0	956	0	0
戸塚区	13,750	11,486	1,997	0	90	0	177
栄区	10,608	10,608	0	0	0	0	0
泉区	1,877	1,575	0	0	302	0	0
瀬谷区	0	0	0	0	0	0	0
18区計	167,762	112,554	32,978	15,874	3,859	0	2,496
市庁舎	17,762	0	0	0	0	17,762	0
区・市庁舎計	185,523	112,554	32,978	15,874	3,859	17,762	2,496
		60.7%	17.8%	8.6%	2.1%	9.6%	1.3%

7 他都市における駐車場有料化実施状況

都市名		実施手法等
政令指定都市	大阪市	市庁舎は、竣工時より全駐車台数を目的外使用許可を行い、料金徴収。 区庁舎は建て替えに合わせ、順次、市庁舎同様、全駐車台数を目的外使用許可にて料金徴収。
	堺市	市庁舎・区庁舎ともに全駐車台数を都市整備公社へ目的外使用許可を行い、料金徴収
	福岡市	<u>「市庁舎駐車場条例」を設置し、市庁舎のみ料金徴収。</u> (区庁舎は、区民への基礎的なサービスであることから駐車場は無料。)
東京都		都庁竣工時より、1,000台のうち500台を区分し、道路整備保全公社へ目的外使用許可にて料金徴収。
東京特別区		<u>千代田区、文京区、大田区、世田谷区、豊島区、板橋区、足立区で条例化により実施。</u> 練馬区は目的外使用許可、品川区・荒川区は要綱にて料金徴収。
その他都道府県	宮城県	<u>県庁県民駐車場について、条例化により実施。</u>
	栃木県	<u>県庁駐車場について条例化により実施予定。</u>
	群馬県	<u>県庁県民駐車場について、条例化により実施。</u>
	大阪府	府庁駐車場について、目的外使用許可にて料金徴収。
	香川県	県庁駐車場について、目的外使用許可にて料金徴収。
近隣市町村	藤沢市	<u>一般公共用（特に来庁用）の駐車場として条例化により実施。</u>

※ 平成19年度末時点

8 横浜市内の低公害車台数（八都県市調査 H18 年度末）

	種 類	動 力	台数	市内車両 135 万台 に対する割合
		環境保全上の利点		
減 免 対 象	電気自動車	バッテリーに充電された電気を動力源としてモーターで走行	15	0.001%
		走行中は排出ガスを一切出さない（発電時にはCO ₂ を少量排出）		
	燃料電池自動車	水素と酸素を反応させて燃料電池で発電し、モーターで走行	3	0.000%
		排出物は水蒸気のみ		
天然ガス自動車	ガソリンの代わりに天然ガスを燃料として、エンジンで走行	801	0.059%	
	有害物質（窒素酸化物等）やCO ₂ の排出量が少ない			
プラグイン ・ハイブリッド 自動車	家庭用コンセント等から電力をバッテリーに充電し、近距離ではモーターのみで電気自動車として走行するが、長距離走行時などバッテリーの電力が少なくなると、エンジンが稼働して発電し、ハイブリッド自動車として走行	0	0.000%	
	エンジンの負荷低減により、排出ガスが低減			
		合 計	819	0.001%
減 免 対 象 外	ハイブリッド 自動車	モーターとエンジンを使い分けながら走行	11,200	0.830%
		エンジンの負荷低減により、排出ガスが低減		

※ ハイブリッド自動車は、市内に相当数の台数があるので減免対象外

9 港北区総合庁舎駐車場における駐車場管理業務

港北区総合庁舎駐車場の管理にあたっては、以下の「駐車場管理業務」「保守点検業務」の2つを区役所から委託しております。

駐車場管理業務

1 駐車場業務

(1) 駐車管理機器のチェック

- ア 入場ゲートのチェック (駐車券の残量の確認・補充)
- イ 出場ゲートのチェック (使用済駐車券の回収)
- ウ 計数器のチェック (入用・満車台数の確認・修正)

(2) 長時間駐車車両の特定

- ア 午前10時時点での車両の確認
- イ 午後3時時点での車両の確認
- ウ 長時間駐車場車両の特定と報告

(3) 入口・出口での車両の補助

- 左・右ハンドル車の補助 (発券業務・駐車券回収・「認証なし」及び時間超過等車両の補助)

2 その他

- (1) 消防署前のゼブラゾーンへの車両が進入・停車しないように注意する
- (2) 割り込み車両に注意する (列の最後尾につくようにさせる)
- (3) 満車時臨時駐車場への誘導を行う

保守点検業務

一般車駐車場のゲート保守点検 (6・9・12・3月の計4回)